

教育相談

1. 目 標

全ての教育活動を通して、生徒を共感的に理解するように努める。内外の関係部署と連携しながら、生徒一人一人の悩みや問題の早期発見と解決を図り、望ましい成長への支援に努める。

スクールカウンセラー（SC）に、週に一度、来校してもらいカウンセリングができる時間を設ける。（予約制）

2. 実 施 事 項

- （1） 生徒・保護者の自発的来談、ホーム担任の委託による相談等から、生徒の悩みや問題の早期発見や支援・解決に努める。
- （2） 生徒一人一人の内面把握や悩み・問題の発見の一助として、生徒理解調査を計画・実施し、その結果をホーム担任や生徒・保護者等にも提供し、保護者と連携して支援する。
- （3） 生徒の悩み・問題の解決については、ホーム担任や部顧問等関係部署と相互に協力しながら、スクールカウンセラーとともに対応する。場合に応じて、外部機関等の協力も仰ぐ。
- （4） 生徒や保護者の相談内容については、秘密の保持に努めるが、重篤な症状の場合は例外もあり得る。
- （5） 発達障害への正しい理解の促進、発達障害のある生徒の理解と支援を図る。

以上の条項はすべて人権という観点を尊重するものとする。